

山梨県公報

号外第十四号

令和二年

三月三十日

月 曜 日

条例のあらまし

- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例……………三五
- 山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例を廃止する条例……………三七
- 山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例……………三七
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………三九

目次

○山梨県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例……………	五
○山梨県教育委員会の職務権限の特例に関する条例……………	八
○山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例……………	一二
○地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例……………	一三
○山梨県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例……………	一三
○山梨県等設置条例の一部を改正する条例……………	一九
○山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例……………	一九
○山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………	一九
○山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	二六
○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例……………	二七
○職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例……………	二八
○山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例……………	二八
○山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例……………	二八
○山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	二八
○青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例……………	二九
○山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例……………	三〇
○山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	三〇
○山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………	三一
○山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例……………	三二
○山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………	三三
○山梨県県道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例……………	三三
○山梨県流域下水道事業の設置等に関する条例……………	三四
○山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………	三五
○山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例……………	三五

○山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(条例第四号)(交通政策課)

1 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としたこととした。

2 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本理念を定めることとした。

3 県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を定めることとした。

4 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策を定めることとした。

5 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、4のうち保険等への加入の促進並びに自転車小売業者及び自転車貸付事業者に関する登録制度の創設については、同年十月一日から施行することとした。

○山梨県教育委員会の職務権限の特例に関する条例(条例第五号)(行政経営管理課)

1 スポーツ、文化等の教育に関する事務を一層効果的に推進していくため、次に掲げる事務を、知事が管理し、及び執行することとした。

(一) 山梨県立美術館、山梨県立考古博物館、山梨県立文学館及び山梨県立博物館の管理及び廃止に関すること。

(二) スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)

(三) 文化に関すること(四に掲げるものを除く。)

(四) 文化財の保護に関すること。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(条例第六号)(行政経営管理課)

理課)

- 1 地方自治法等の一部改正に鑑み、知事等が県に対して負う損害賠償責任の一部免責について定めることとした。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ 地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例（条例第七号）（行政経営管理課）

- 1 地方独立行政法人法等の一部改正に鑑み、地方独立行政法人の役員等が当該法人に対して負う損害賠償責任に係る最低責任限度額を定めることとした。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第八号）（福祉保健総務課）

- 1 社会福祉法等の一部改正に鑑み、無料低額宿泊所に関する基準を定めることとした。
- 2 非常災害対策に関する具体的計画は、施設の立地状況等を勘案し、災害の種類に応じたものを作成し、及び飲料水の備蓄等に努めることとした。

- 3 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、厚生労働省令で定める標準とすべき基準及び参酌すべき基準のとおり定めることとした。
- 4 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例（条例第九号）（行政経営管理課）

- 1 政策立案及び調整機能の強化を図るため総合政策部の名称及び分掌事務を改めるとともに、スポーツに関連する施策並びに観光文化及び文化に関連する施策等を一元的に推進するため、スポーツ振興局及び観光文化部を設置することとした。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）（行政経営管理課）

- 1 中北保健福祉事務所及び中北保健所の移転に伴い、これらの位置について、甲府市から韮崎市に改めることとした。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（行政経営管理課）

- 1 県が設置する附属機関の運営について一層の適正化を図るため、次の改正を行うこととした。

(一) 条例において規定する必要があると認められる県要綱により設置された会議体及び同一目的で所属ごとに設置している、又は定型的に審査等を行う機関につい

て、附属機関として別表に追加する。

- (二) 法令、条例等に定められた附属機関に加え、設置期間が一年未満の附属機関を設置できることとし、その設置に関する必要事項を告示する。
- (三) 山梨県総合計画審議会を廃止する。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（市町村課）

- 1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大するため、次の改正を行うこととした。

(一) 新たに市町村が処理することとする事務を次のとおり追加する。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務
- (3) 浄化槽法に基づく事務

- (二) 次の事務につき処理する市町村を拡大する。
- (1) 屋外広告物に関する事務につき中央市
- (2) 生活関連物資の買占め等に関する事務につき南部町
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(1)については、同年六月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（条例第十三号）（人事課）

- 1 最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、職員の休暇制度について次の改正を行うこととした。

- (一) 学校行事参加休暇の創設
- (二) 不妊治療休暇の創設
- (三) 育児休業の分割取得

- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（人事課）

- 1 会計年度任用職員制度の導入に鑑み、会計年度任用職員が行う服務の宣誓については、常勤職員の例によらずに、任命権者が別に定めることができることとした。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（商業振興金融課）

- 1 商工業振興資金特別会計を廃止することに伴い、県が設置する特別会計から「商工

業振興資金特別会計」を削除することとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）（消防保安課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガス容器検査又は容器再検査手数料に係る検査の対象品目に圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器を追加することとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（子育て政策課）

1 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の適用期間について、十年間（令和六年度末まで）とすることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（教育庁社会教育課）

1 最近の青少年を取り巻く環境の変化に鑑み、青少年の健全な成長を阻害する環境から青少年を保護するため、次の改正を行うこととした。

(一) 青少年に対して児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止する。

(二) (一)に違反して次の行為を行った者に対しては、罰則として三十万円以下の罰金を科すこととする。

(1) 児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為

(2) 威迫、対償の供与等の方法により児童ポルノ等の提供を求める行為

(三) フィルタリングの利用促進を図るため、保護者や事業者等が負うべき義務等を次のとおり定める。

(1) フィルタリングの利用の必要性の説明等に関する事業者等による書面の交付・保存義務

(2) フィルタリングを利用しない場合等における保護者による事業者等への書面の提出義務

(四) 知事は、(三)の義務に反した事業者等に関して勧告・公表することができることとする。

2 この条例は、令和二年七月一日から施行することとした。

○ **山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例**（条例第十九号）（健康増進課）

健康増進法の一部改正に鑑み、受動喫煙に関する規定を改めることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（衛生業務課）

1 食品衛生法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 営業施設の公衆衛生上講ずべき措置等に関する基準を削除する。

(二) 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理に関する届出に係る規定を削除する。

(三) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行することとした。

○ **山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（企業立地・支援課）

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削ることとした。

2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（大気水質保全課）

1 浄化槽法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 浄化槽管理士の受けるべき研修に関する規定を次のとおり設ける。

(1) 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に対し、規則で定める研修を登録に係る有効期間（五年）ごとに、一回以上受けさせることを義務付ける。

(2) 自らが浄化槽管理士である場合も、登録に係る有効期間（五年）ごとに、一回以上受けさせることを義務付ける。

(二) その他所要の改正を行う。

2 この条例は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

○ **山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十三号）（衛生業務課）

1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 動物愛護管理員の設置及び任命に関する規定を新たに設ける。

(二) その他規定の整備を行う。

2 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行することとした。

○ **山梨県県道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例**（条例第二十四号）（道路整備課）

- 1 道路構造令の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 自転車通行帯及びその設置要件を新たに規定する。
 - (二) 自転車道を設置する道路の要件として、当該道路の設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であることを新たに加える。
 - 2 「山梨県自転車活用推進計画」を踏まえ、次の改正を行うこととした。
 - (一) 自転車道及び自転車通行帯のいずれも設けない道路の車道の左側に設ける路肩の幅員は、一メートル以上とする。
 - (二) 車道の左側に設ける路肩は、自転車の安全かつ円滑な通行に配慮した構造とする。
 - 3 その他規定の整備を行うこととした。
 - 4 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。
- **山梨県流域下水道事業の設置等に関する条例**（条例第二十五号）（下水道室）
- 1 流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することにより、その経営基盤の強化を図るため、山梨県流域下水道の設置に関する条例の全部を改正することとした。
 - 2 条例の名称は、山梨県流域下水道事業の設置等に関する条例とすることとした。
 - 3 流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するとともに、次の規定を設けることとした。
 - (一) 公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項
 - (二) 予算で定めなければならない重要な資産の取得又は処分
 - 4 流域下水道事業特別会計を廃止するため、附則において山梨県特別会計設置条例の一部を改正することとした。
 - 5 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。ただし、4については、公布の日から施行することとした。
- **山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（教育庁義務教育課）
- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、法に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところ（教育委員会規則等）により行う旨定めることとした。
 - 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。
- **山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例**（条例第二十七号）（教育庁高校教育課）
- 1 県立高等学校の専攻科の生徒が負担する授業料に減免の措置が創設されることに鑑

- み、専攻科生徒についても、授業料の納期限に関して全日制の課程の生徒と同様の延長を行うこととした。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。
- **公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十八号）（警察本部生活安全企画課）
- 1 最近の社会情勢の変化に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 条例の題名を山梨県迷惑行為防止条例に改める。
 - (二) 盗撮行為の規制を強化する。
 - (三) 嫌がらせ行為の禁止を新設する。
 - (四) その他所要の改正を行う。
 - 2 この条例は、令和二年七月一日から施行することとした。
- **山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例を廃止する条例**（条例第二十九号）（市町村課）
- 1 辺地振興資金及び過疎地域振興資金に係る元利補給金の交付の終了に伴い、山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例を廃止することとした。
 - 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。
- **山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例**（条例第三十号）（消費生活安全課）
- 1 この条例は、電話詐欺等による被害の防止に関し、県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の財産等の保護に寄与することを目的とすることとした。
 - 2 県民、事業者及び青少年の育成に携わる者の役割並びに県の責務を定めることとした。
 - 3 県が行う、電話詐欺等による被害の防止に関する広報活動、学習の機会の充実等を通じた普及啓発及び電話詐欺等による被害者への必要な支援について定めることとした。
 - 4 県民による地域及び家庭における被害防止のための取組について定めることとした。
 - 5 県は、県民運動として広く展開していくことを旨として、電話詐欺等被害撲滅推進月間を設ける等電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるための取組を推進することとした。
 - 6 県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を推進するために必要な体制を整備することとした。

- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**（条例第三十一号）（議会）
- 1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
- (一) 総務委員会の所管について、「総合政策部」を「知事政策局」に、「オリンピック・パラリンピック推進局」を「スポーツ振興局」に改める。
- (二) 農政産業観光委員会の所管について、「エネルギー局に関する事項」を削り、「観光部」を「観光文化部」に改める。
- 2 この条例は、令和二年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第四号

山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車利用者 道路、公園、広場その他の不特定又は多数の者の用に供される場所において自転車を利用する者をいう。
- 三 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 四 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 五 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するも

のをいう。

六 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業（第十七条第一項において「自転車貸付事業」という。）を行う者をいう。

七 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。

八 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(基本理念)

第三条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図ることを旨として促進されなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、それぞれが有している特性についての理解の下に、道路の交通に関する法令を遵守するとともに、相互に尊重することを旨として促進されなければならない。

3 自転車の安全で適正な利用は、自転車の利用が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、地域の活性化、観光の振興、環境への負荷の低減及び健康の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のつとより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、基本理念のつとより、車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第十条第四項において同じ。）の運転者としての責任の自覚の下に、自転車の利用に当たっては、道路の交通に関する法令を遵守するほか、自転車に関する交通事故防止についての知識を習得し、自転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念のつとより、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自ら自転車の安全で適正な利用のための取組を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の役割)

第八条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、道路の交通に関する法令の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(自転車交通安全教育等)

第九条 県は、県民及び事業者が自転車の安全で適正な利用に関する関心と理解を深めることができるよう、交通安全に関する教育を行うものとする。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下この項及び第十四条第六項において「学校等」という。)を設置し、又は管理する者(学校の校長等を含む。第十五条第二項において「学校等の設置者等」という。)は、当該学校等に在籍する幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を実施するよう努めるものとする。

3 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する必要な教育を行うよう努めるものとする。

4 高齢者と同居する親族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットをかぶるよう勧奨する等高齢者の自転車の安全で適正な利用に関する必要な助言をするよう努めるものとする。

(交通事故の防止のための措置等)

第十条 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等の交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 自転車利用者は、幼児(道路交通法第十四条第三項に規定する幼児をいう。次項において同じ。)を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう努めるものとする。

3 保護者は、幼児又は児童(道路交通法第十四条第三項に規定する児童をいう。)が自転車を利用するときは、当該幼児又は児童に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県民は、自動車等を運転する場合には、自転車と車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等がそれぞれ道路を共に安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする。

(点検整備及び防犯対策)

第十一条 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難の防止のための施錠その他の防犯対策に努めるものとする。

(安全で適正な利用に関する情報提供)

第十二条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 自転車小売業者は自転車を購入しようとする者に対し、自転車貸付事業者は自転車を借り受けようとする者に対し、それぞれ、自転車の適正な通行の方法その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十三条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その利用する自転車の当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられていると

きは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 その事業活動において自転車を利用する事業者は、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十四条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることの確認を行わなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車を購入しようとする者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行わなければならない。

3 自転車貸付事業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

4 事業者は、その従業者のうち、通勤のため自転車を利用することを常例とする者(次項において「自転車通勤者」という。)があるときは、当該者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることの確認を行うよう努めるものとする。

5 事業者は、前項の規定による確認により、自転車通勤者が、同項の自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

6 学校等(学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に限る。)を設置し、又は管理する者(学校の校長等を含む。次項において「学校等の設置者等」という。)は、通学のため自転車を利用することを常例とする児童又は生徒があるときは、これらの者及びこれらの者の保護者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることの確認を行うよう努めるものとする。

7 学校等の設置者等は、前項の規定による確認により、前項の児童又は生徒が、同項の自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、これらの者及びこれらの者の保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の

提供を行うよう努めるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等)

第十五条 県は、交通安全団体、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等の設置者等は、自転車を利用する幼児、児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

(自転車小売業者の登録)

第十六条 自転車小売業者は、自ら営む自転車の販売業が次項各号に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして知事の登録を受けることができる。

2 知事は、前項の登録を申請した自転車小売業者が、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、同項の登録を行うものとする。

一 第十四条第一項及び第二項の規定に違反していないこと。

二 自転車を購入しようとする者に対し、第十二条第二項の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行っていること。

三 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

3 知事は、前項の規定により登録を行ったときは、当該登録を申請した自転車小売業者に対し、登録証を交付するものとする。

4 第一項の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(自転車貸付事業者の登録)

第十七条 自転車貸付事業者は、自ら行う自転車貸付事業が次項各号に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして知事の登録を受けることができる。

2 知事は、前項の登録を申請した自転車貸付事業者が、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときは、同項の登録を行うものとする。

一 第十三条第四項及び第十四条第三項の規定に違反していないこと。

二 自転車を借り受けようとする者に対し、第十二条第二項の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行っていること。

三 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定により知事の登録を受けた自転車貸付事業者について準用する。

(登録の取消し等)

第十八条 知事は、第十六条第一項の規定により知事の登録を受けた自転車小売業者が、同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

2 知事は、前条第一項の規定により知事の登録を受けた自転車貸付事業者が、同条第二項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

3 知事は、第一項の規定により登録を取り消したときは第十六条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により登録証を交付した自転車小売業者に対し、前項の規定により登録を取り消したときは前条第三項の規定により準用する第十六条第三項(前条第三項の規定により準用する第十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定により登録証を交付した自転車貸付事業者に対し、それぞれこれらの登録証を返還させるものとする。

(交通環境の整備)

第十九条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができるよう、交通環境の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十三条、第十四条及び第十六条から第十八条までの規定は、同年十月一日から施行する。

(検討)

2 知事は、この条例の施行後五年を超えない範囲内において、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、自転車の利用における安全及び適正の一層の確保を図る等の観点から自転車損害賠償責任保険等への加入、その確認等に係る義務の履行の確保の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

山梨県教育委員会の職務権限の特例に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第五号

山梨県教育委員会の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号。第一号において「法」という。)第二十三条第一項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

一 山梨県立美術館、山梨県立考古博物館、山梨県立文学館及び山梨県立博物館(以下この号において「美術館等」という。)の管理及び廃止に関すること(法第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、美術館等のみに係るものを含む。)

二 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)

三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)

四 文化財の保護に関すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、本則各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則(以下この項において「法令等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の前日に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(山梨県職員定数条例の一部改正)

3 山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「三、〇〇三人」を「三、一〇八人」に改める。

(山梨県文化財保護条例の一部改正)

4 山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第三条、第六条第一項、第九条、第十一条第一号、第十四条第二項、第二十二條、第三十三條、第三十五條第二項、第三十九條、第四十一条第二項、第五十四條第一項、第五十五條、第五十六條及び第六十一条を除く。)中「教育委員会」を「知事」に改める。

山梨県考古博物館協議会	博物館法第二十条第二項の規定による山梨県立考古博物館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十五人以内	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者	二年
山梨県文学館協議会	博物館法第二十条第二項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十五人以内	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者	二年
山梨県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項及び同法第三十五条に規定する事項の調査審議に関する事務	十五人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	二年

別表第一の二の表山梨県立美術館協議会の項、山梨県考古博物館協議会の項、山梨県文学館協議会の項及び山梨県スポーツ推進審議会の項を削り、同表に次のように加える。

山梨県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一	十五人以内	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 文化活動の関係者 四 学識経験のある者	二年
------------	---	-------	--	----

号）第十条第二項及び第三項の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び建議に関する事務				
--	--	--	--	--

9 (山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)
山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第十号）の一部を次のように改正する。
本則（第七条第一項及び第十九条を除く。）中「教育委員会」を「知事」に改める。

第七条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第十九条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

10 (山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例の一部改正)
山梨県立八ヶ岳スケートセンター設置及び管理条例（平成六年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
本則（第五条第一項、第十二条、第十四条第五項及び第十七条を除く。）中「教育委員会」を「知事」に改める。

第五条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。
第十二条、第十四条第五項及び第十七条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

11 (山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)
山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表九の項の次に次のように加える。

九の二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの	各市町 村
イ 法の規定により文化財に関し県に提出すべき届書その他の書類	

の受理

ロ 法の規定により文化財に関し県が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知

ハ 法第百八十八条第一項の規定により県を経由すべきものとされる届書その他の書類及び物件の受理

ニ 法第百八十八条第三項の規定により県を経由すべきものとされる命令、勧告、指示その他の処分の告知

第二条の表十の項を次のように改める。

十 法及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの	甲府市 富士 吉田市 都留 市山
イ 政令第五条第一項の規定に基づく法第九十四条第四項の規定による勧告（発掘調査の実施に係るものを除く。）	市山
ロ 政令第五条第二項の規定に基づく法第九十三条第二項の規定による指示（発掘調査の実施に係るものを除く。）	梨市 大月市 市南 北杜市 甲斐 市笛
	吹市 上野原 市甲 州市 中央市 身延 町富 士河口 湖町

第二条の表中二十三の六の項を二十三の八の項とし、二十三の三の項から二十三の五の項までを二項ずつ繰り下げ、二十三の二の項の次に次のように加える。

二十三の三 山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号。以下この項及び次項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 条例の規定により文化財に関し県に提出すべき届書その他の書類の受理

ロ 条例の規定により文化財に関し県が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知

ハ イ及びロに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

二十三の四 条例及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの

イ 条例第十四条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令であつて、金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るもの

ロ 条例第三十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令（以下この項において「許可等」という。）であつて、小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築に係るもの

ハ 許可等であつて、工作物（建築物及びホに掲げる工作物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕に係るもの（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない行為に係るものに限る。）

ニ 許可等であつて、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修に係るもの

ホ 許可等であつて、電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他

甲府市 富士 吉田市 都留 市山	梨市 大月市 市南 北杜市 甲斐 市笛	吹市 上野原 市甲 州市 中央市 市川 三郷町
------------------------------	------------------------------------	---

これらに類する工作物の設置又は改修に係るものへ許可等であつて、建築物その他の工作物の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物その他の工作物に係るものに限る。）に係るもの

ト 許可等であつて、木竹の伐採（名勝又は天然記念物の県の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）に係るもの

チ 許可等であつて、県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取に係るもの

早川
町身
延町
南部町
富士
川町
昭和町
西桂
町忍
野村
山中湖
村富
士河口
湖町
小菅村
丹波
山村

（山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

12 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中一の項から四の項までを削り、五の項を一の項とする。

（山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正）

13 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例（平成十四年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第五条第一項、第十二条、第十四条第五項及び第十七条を除く。）中「教育委員会」を「知事」に改める。

第五条第一項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会が」を「知事が」に、「教育委員会に」を「知事に」に改める。

第十二条、第十四条第五項及び第十七条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（山梨県教育委員会職員等定数条例の一部改正）

14 山梨県教育委員会職員等定数条例（平成十四年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三八九人」を「二八四人」に改める。
15 山梨県立博物館設置及び管理条例（平成十七年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

本則（第十五条を除く。）中「教育委員会」を「知事」に改める。
第十五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例の一部改正）

16 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例（平成十九年山梨県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教育委員会」を「知事」に改める。
第五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第六号

山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは職員又は職員（同法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

- 一 地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下この号及び次号において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条第一項第一号の規定による普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数乗じて得た額
- イ 知事 六
- ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会
の委員又は監査委員 四
- ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員
会の委員又は地方公営企業の管理者 二
- ニ 職員（地方警務官並びに口及びハに掲げる職員を除く。） 一

二 地方警務官 地方自治法施行令第七十三条第一項第二号の規定による地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第七号

地方独立行政法人法第十九条の二第四項の額を定める条例

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項の規定による基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 理事長又は副理事長 六

二 理事 四

三 監事又は会計監査人 二

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第八号

山梨県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 基本方針（第三条）

第三章 設備及び運営に関する基準（第四条―第三十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第六十八条の五第二項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（無料低額宿泊所の範囲）

第二条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令により必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

一 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

イ 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

ロ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ハ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね五十パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

二 居室使用料が無料又は生活保護法第八条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第十一条第三号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第二章 基本方針

（基本方針）

第三条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の

状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると思われる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第三章 設備及び運営に関する基準
(構造設備等の一般原則)

第四条 無料低額宿泊所の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
(設備の専用)

第五条 無料低額宿泊所の設備は、専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に提供するサービスに支障がない場合には、この限りでない。

(職員等の資格要件)

第六条 無料低額宿泊所の長(以下「施設長」という。)は、法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員(施設長を除く。)が、できる限り法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員(施設長を含む。第二十一条を除き、以下同じ。)その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者であってはならない。

(運営規程)

第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策
七 その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、前項に規定する運営規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第八条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 第一項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、無料低額宿泊所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

4 第二項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、非常災害の際に入居者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第九条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 三 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

記録

(規模)

第十条 無料低額宿泊所は、五人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

(サテライト型住居の設置)

第十一条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が五人以上十人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として一年以下のもの(入居定員が四人以下のものに限る。

以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね二十分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 四以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下

二 第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

5 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。）は、サテライト型住居について、第九条各項に規定する記録のほか、第二十条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第十二条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、法第六十条第二項第一項に規定する社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

一 居室

二 炊事設備

三 洗面所

四 便所

五 浴室

六 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

一 共用室

二 相談室

三 食堂

6 第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室 次のとおりとする。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、四・九五平方メートル以上とすること。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

四 便所 入居定員に適したものを設けること。

五 浴室 次のとおりとする。

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

（職員配置の基準）

第十三条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち一人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

（入居申込者に対する説明、契約等）

第十四条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外の

サービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（一年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、一年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所等関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第二項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第一項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第十項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第二項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項の重要事項及び第二項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を

作成することができるものでなければならない。

9 第七項第一号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第七項の規定により第一項の重要事項及び第二項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第七項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第一項の重要事項及び第二項の事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（入退居）

第十五条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となつたと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスの受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用料の受領）

第十六条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第七号に於いては、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居室使用料
- 三 共益費
- 四 光熱水費

五 日用品費

六 基本サービス費

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

二 居室使用料 次のとおりとする。

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次のとおりとする。

イ 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（サービス提供の方針）

第十七条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

（食事）

第十八条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

（入浴）

第十九条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができ

（状況把握）

第二十条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第二十一条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第二十二条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第二十三条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員の待遇の向上に努めなければならない。

第二十四条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第二十五条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第二十六条 入居者の金銭の管理は当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
四 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。

五 第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。

七 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。

八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。

十一 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、知事の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(揭示及び公表)
第二十七条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第二十八条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者

の秘密を漏らしてはならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第二十九条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(苦情への対応)

第三十条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を県に報告しなければならない。

5 無料低額宿泊所は、法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十一条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)
第三十二条 第十二条第三項から第五項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十一条及び第三十二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月三十日

山梨県条例第九号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「総合政策部」を「知事政策局」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 スポーツ振興局

(一) オリリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に関する事項

(二) スポーツに関する事項

第一条第二項第三号を次のように改める。

三 県民生活部

県民生活に関する事項

第一条第二項第九号に次のように加える。

(三) エネルギーに関する事項

第一条第二項第十号を削り、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 観光文化部

(一) 観光に関する事項

(二) 文化に関する事項

第一条第二項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十号

山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表山梨県中北保健福祉事務所の項位置の欄中「甲府市」を「韮崎市」に改める。

第九条の表山梨県中北保健所の項中「甲府市」を「韮崎市」に改める。

第十条第二項の表山梨県食肉衛生検査所の項中「県下全域」の下に「（甲府市の区域を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十一号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（附属機関の設置及び担任意務）

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる機関を設置し、その担任意務は、同表の担任意務欄に掲げるとおりとする。

2 執行機関は、必要があると認めるときは、その附属機関として、別表第二に掲げる機関を設置することができる。この場合において、その機関の担任意務は、同表の担任意務欄に掲げるとおりとする。

3 前二項に定めるもののほか、執行機関は、その設置期間が一年未満である附属機関を設置することができる。

4 前項の規定により附属機関を設置するときは、執行機関は、あらかじめ、その機関の名称、担任意務その他の必要な事項を告示しなければならない。

第三条の見出し中「山梨県メディカルコントロール協議会等の設置」を「法令の規定により設置される附属機関の名称」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「及び前項」を削り、「附属機関の」の下に「名称及びその」を加え、「別表第二の」を「別表第三の附属機関欄及び」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第一項」を「別表第一」に、「同条第三項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条の二第二項中「別表第三」を「別表第四」に改める。

第四条第一項中「及び別表第三」を「、別表第三及び別表第四」に改め、同条第二項

中「及び別表第三」を「、別表第三及び別表第四」に、「知事（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。）」を「執行機関」に改め、同条第三項中「及び別表第三」を「、別表第三及び別表第四」に改め、同条第四項中「規則（教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。）」を「執行機関の規則」に改め、同条第五項中「規則」を「執行機関の規則」に改める。

第五条第一項、第六条第二項及び第七条中「規則」を「執行機関の規則」に改める。

第八条中「規則」を「執行機関の規則」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（第二条第三項の規定により設置された附属機関に係る関係規定の適用の特例）

第八条 第二条第三項の規定により設置された附属機関に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の定数欄に掲げる	執行機関が別に定める
第四条第二項	別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる	執行機関が別に定める
第四条第三項	別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする	執行機関が別に定める
第四条第四項、 第四条第五項、 第五条第一項、 第六条第二項及 び第七条	執行機関の規則で	執行機関が別に

別表第一第一号の表中山梨県総合計画審議会の項を削り、同表に次のように加える。

山梨県イメージアップ	山梨県イメージアップ	十八人	一 報道機関の職員	二年
大賞選考委	選考に関する事務		二 県の職員	

山梨県科学技術・イノベーション会議	山梨県科学技術の振興に資するため施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	二十人以内	優れた識見を有する者	二年
山梨県交通政策会議	総合的な交通体系の整備を図るために必要な施策に係る重要事項の審議及び関係行政機関相互間の連絡調整等に関する事務	三十人以内	一 学識経験のある者 二 公共交通事業者等を代表する者 三 公共交通機関等の利用者を代表する者 四 関係行政機関の職員	二年
山梨県出資法人経営検討委員会	県出資法人の経営状況等の評価及び経営の改革に関する事項の審議に関する事務	四人	一 学識経験のある者 二 県の職員	二年
山梨県社会福祉法人・施設整備等審査会	社会福祉法人の設立認可及び社会福祉施設等の整備に係る適格性の審査に関する事務	十七人	一 学識経験のある者 二 県の職員	二年

山梨県公衆浴場入浴料金協議会	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）の入浴料金の適正化に関する事項の審議に関する事務	十二人以内	一 学識経験のある者 二 公衆浴場事業者の代表者 三 公衆浴場利用者を代表する者 四 関係行政機関の職員 五 優れた識見を有する者その他の県が必要と認める者	二年
山梨県難病医療連絡協議会	難病の患者に対する医療の提供体制の整備に関する事項の協議に関する事務	二十五人以上 内	一 指定医療機関の職員 二 関係行政機関の職員	二年
山梨県生活習慣病検診管理指導協議会	生活習慣病に係る健康診査の実施及び精度管理に関する事項の審議に関する事務	十人以上	一 生活習慣病の患者の医療に関し学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	二年
山梨県肝炎医療費助成認定審査協議会	肝炎の抗ウイルス治療に係る医療費の助成対象者の認定に係る審査に関する事務	十四人以内	一 肝炎に関する専門医療機関の推薦する者 二 肝炎の診療について中心的な役割を果たす医療機関の推薦する者	二年

山梨県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定審査協議会	肝がん又は重度肝硬変の入院治療に係る医療費の助成対象者の認定に係る審査に関する事務	十四人以内	一 肝疾患に関する専門医療機関の推薦する者 二 肝炎の診療について中心的な役割を果たす医療機関の推薦する者	二年
山梨県ジュエリーマスタリーマス認定委員会	ジュエリーマスタリーの認定試験及び認定者の選定に関する事務	十人以上	一 学識経験のある者 二 研磨宝飾業の関係者 三 関係行政機関の職員	二年
山梨県ブランドプロモーション支援事業及び対象事業の選定に関する委員会	ブランドプロモーション支援事業の対象者及び対象事業の選定に関する事務	五人	一 地場産業に関し学識のある者 二 優れた識見を有する者 三 地場産業の関係者	一年
山梨県農村環境保全向上対策検討委員会	中山間地域等における直接支払事業の適正な執行に係る評価等に関する事務	九人以上	一 学識経験のある者 二 報道機関の職員 三 消費者	二年
やまなし農業生産工程管理認証審査会	農業生産者等が行う農業生産工程管理に係る取組に関する認証に係る審査に関する事務	七人	一 学識経験のある者 二 消費者を代表する者 三 農産物流通関係者 四 関係行政機関の職員 五 県の職員	二年

山梨県公共事業評価委員会	山梨県入札監視委員会	山梨県総合評価委員会	山梨県政府調達苦情検討委員会	山梨県立美術館専門委員会	山梨県立文学館専門委員会	みんなであつ
県が実施する公共事業の評価及び効果的な実施に関する審議及び意見の具申に関する事務	県が発注する建設工事の入札及び契約の適正化に関する審議及び意見の具申に関する事務	総合評価落札方式による県が発注する建設工事に係る入札及び契約の適正化に関する調査審議に関する事務	政府調達に関する協定の対象となる調達に係る供給者の苦情の取扱いに関する事務	山梨県立美術館における資料の収集、保存及び展示並びにその実施する事業に関する調査審議に関する事務	山梨県立文学館における資料の収集、保存及び展示並びにその実施する事業に関する調査審議に関する事務	地域振興につながる山
十二人以内	五人	十人	五人	七人以内	六人以内	十五人以内
一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	学識経験のある者	学識経験のある者	人格が高潔で、地方公共団体の入札及び契約制度に関し優れた識見を有する者	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	一 学校教育の関係者
二年	二年	二年	三年	二年	二年	二年

くる博物館協議会	山梨県立博物館運営委員会	山梨県立博物館資料・情報委員会	大村智自然科学賞選考委員会
梨県立博物館の活用推進に必要な事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	博物館法第二十条第二項の規定による山梨県立博物館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	山梨県立博物館における資料の収集及び活用並びにこれらに関する専門的事項の調査審議に関する事務	大村智自然科学賞に係る被表彰者の選考に関する事務
二人以内	六人以内	八人	八人
二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者	学識経験のある者	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員
二年	二年	二年	当該選考に必要期間

別表第一第二号の表に次のように加える。

別表第三を別表第四とする。

別表第二山梨県メデイカルコントロール協議会の項中「消防法」の下に「(昭和二十三年法律第八十六号)」を加え、同表山梨県社会福祉審議会の項中「社会福祉法」の下に「(昭和二十六年法律第四十五号)」を加え、同表山梨県国民健康保険運営協議会の項中「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第九十二号)」を加え、同表山梨県障害者施策推進協議会の項中「障害者基本法」の下に「(昭和四十五年法律第八十四号)」を加え、同表山梨県生活衛生適正化審議会の項中「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第六十四条第一項」を「生活衛生関係営業の運営の適正

化及び振興に関する法律第六十四条第一項（昭和三十一年法律第六十四号）に改め、同表感染症診療協議会の項中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の下に「（平成十年法律第百十四号）」を加え、同表山梨県がん情報審議会の項中「がん登録等の推進に関する法律第十八条第二項」を「がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項」に改め、同表山梨県環境保全審議会の項中「自然環境保全法」の下に「（昭和四十七年法律第八十五号）」を、「環境基本法」の下に「（平成五年法律第九十一号）」を加え、同表山梨県土地収用事業認定審議会の項中「土地収用法」の下に「（昭和二十六年法律第二百十九号）」を加え、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条、第四条関係）

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県指定管理候補者選定委員会	公の施設に係る指定管理者の候補者の選定及び指定管理者制度の運用に関する事項の調査審議に関する事務	五人以内	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	当該選定等に必要期間
山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会	随意契約の締結のために実施する公募等に係る契約の相手方の選定及び総合評価一般入札における落札者の決定に関する事務	六人以内	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	当該選定等に必要期間
山梨県外部評価委員会	県の機関が実施する事業の評価に関する調査審議に関する事務	二十人以内	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	当該調査審議に必要期間

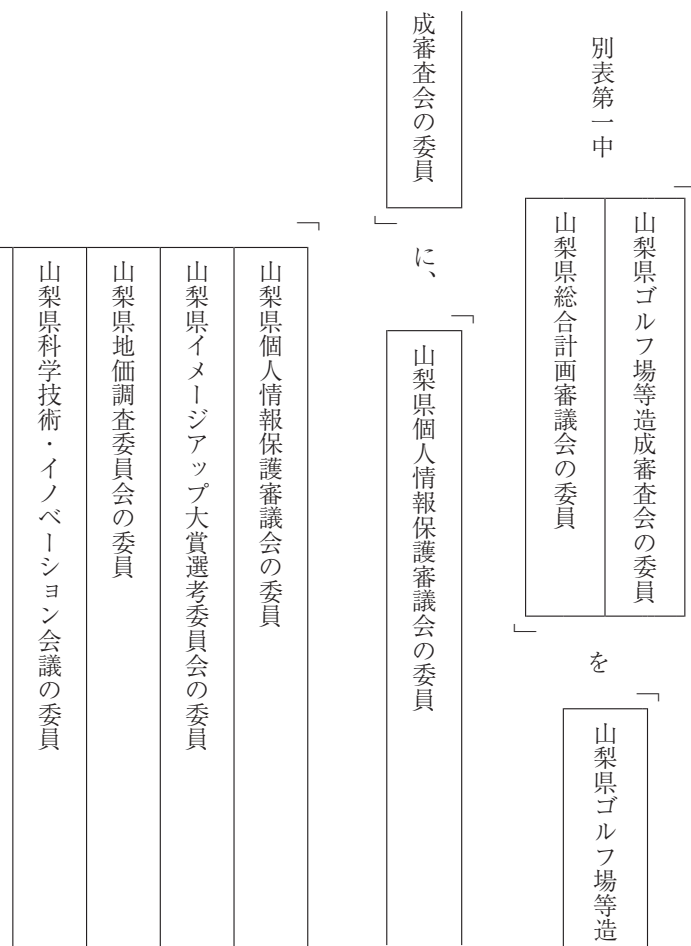
山梨県被表彰者等選定委員会	被表彰者、被認定者その他の知事が定める基準に該当する等により選定される者に関する事務	二十人以内	一 学識経験のある者 二 優れた識見を有する者	当該選定に必要期間
---------------	--	-------	----------------------------	-----------

附則

（施行期日）

- この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中



山梨県交通政策会議の委員

山梨県出資法人経営検討委員会の委員

山梨県社会福祉法人・施設整備等審査会の委員

山梨県公衆浴場入浴料金協議会の委員

山梨県難病医療連絡協議会の委員

山梨県生活習慣病検診管理指導協議会の委員

山梨県肝炎医療費助成認定審査協議会の委員

山梨県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定審査協議会の委員

山梨県ジュエリーマスター認定委員会の委員

山梨県ブランドプロモーション支援事業審査委員会の委員

山梨県農村環境保全向上対策検討委員会の委員

やまなし農業生産工程管理認証審査会の委員

山梨県公共事業評価委員会の委員

山梨県入札監視委員会の委員

山梨県総合評価委員会の委員

山梨県政府調達苦情検討委員会の委員

を

委員

に、

山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員

め問題対策委員会の委員

--	--	--

を

山梨県立学校いじ	大村智自然科学賞	山梨県立美術館専	山梨県立文学館専	みんなでつくる博	山梨県立博物館運	山梨県立博物館資	山梨県指定管理候	山梨県公募型プロ	山梨県外部評価委	山梨県被表彰者等	山梨県附属機関の
----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

選考委員会の委員

門委員会の委員

門委員会の委員

物館協議会の委員

営委員会の委員

料・情報委員会の委員

補者選定委員会の委員

ポータル方式事業者選定等委員会の委員

員会の委員

選定委員会の委員

設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により設置さ

--	--	--	--	--	--

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

れる附属機関の委員

(山梨県卸売市場条例を廃止する等の条例の一部改正)

3 山梨県卸売市場条例を廃止する等の条例(令和元年山梨県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二条第一項の改正規定を削る。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十二号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表五の七の項中「甲斐市」を「甲斐市 中央市」に改める。

第二条の表十三の五の項中ツをネとし、タからソまでをレからツまでとし、ヨの次に次のように加える。

タ 省令第百五十九条の十第四項の規定による業務の継続が著しく困難となった場合の届出の受理

第二条の表二十の二の項中「身延町」を「身延町 南部町」に改める。

第二条の表二十一の二の項ル中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に改め、同項ヲ中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同項中モをイニとし、エからヒまでをミからイハまでとし、コをユとし、ユの次に次のように加える。

メ 省令第十条の規定による第一種動物取扱業者への通知

第二条の表二十一の二の項中フをキとし、ラからケまでをクからサまでとし、同項ナ中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に改め、同項中ナをノとし、ノの次に次のように加える。

オ 法第二十五條第五項の規定による報告の徴収及び立入検査

第二条の表二十一の二の項ネ中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に改め、同項中ネをキとし、同項ツ中「第二十五條第一項」を「第二十五條第二項」に改め、同項中ツをウとし、ソをラとし、ラの次に次のように加える。

ム 法第二十五條第一項の規定による指導又は助言

第二条の表二十一の二の項中レをナとし、同項タ中「第二十四條の二」を「第二十四條の二の二」に改め、同項中タをネとし、ヨをタとし、タの次に次のように加える。

レ 法第二十四條の二第一項の規定による勧告

ソ 法第二十四條の二第二項の規定による措置の命令

第二条の表二十一の二の項カ中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改め、同項中カをヨとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第二十三條第三項(法第二十四條の四において準用する場合を含む。)の規定による公表

第二条の表二十一の三の項中「身延町」を「身延町 南部町」に改める。

第二条の表二十一の五の項ハ中「第十一條の二」を「第十一條の三」に改め、同項中

ハをホとし、ロの次に次のように加える。

- ハ 法第十一条の二第一項の規定による浄化槽の使用の休止の届出の受理
- ニ 法第十一条の二第二項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理

第二条の表二十一の六の項へ中「ホ」を「へ」に改め、同項中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議

第二条の表二十一の六の項に次のように加える。

- チ 附則第十一条第一項の規定による助言及び指導
- リ 附則第十一条第二項の規定による勧告
- 又 附則第十一条第三項の規定による措置の命令

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十一の二の項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表五の七の項、十三の五の項、二十の二の項及び二十一の三の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表五の七の項、十三の五の項、二十の二の項及び二十一の三の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十三号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表中二十の項を二十二の項とし、十三の項から十九の項までを二項ずつ繰り下げ、十二の項を十三の項とし、同項の次に次のように加える。

14 学校行事参加休暇

中学校修了前の子が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合二日（中学校修了前の子が三人以上の場合にあつては、三日）以内

別表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項の次に次のように加える。

9 不妊治療休暇

六日以内

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表中二十の項を二十二の項とし、十三の項から十九の項までを二項ずつ繰り下げ、十二の項を十三の項とし、同項の次に次のように加える。

14 学校行事参加休暇

中学校修了前の子が在籍する学校等が実施する行事に参加する場合二日（中学校修了前の子が三人以上の場合にあつては、三日）以内

別表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、八の項の次に次のように加える。

9 不妊治療休暇

六日以内

(山梨県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 山梨県職員の育児休業等に関する条例(平成四年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

九 五日以内の育児休業をしようとする(当該育児休業をすることにより公務の運営に支障が生じないと認められる場合に限る。)又は五日を超える育児休業をしようとする職員の既にした全ての育児休業(当該育児休業に係る子の出生の日から第二条の五で定める期間内にした最初の育児休業を除く。)に係るそれぞれの日数が五日以内であること。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十四号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和二十六年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、任命権者は、地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員が行う服務の宣誓について、別に定めることができる。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例

山梨県特別会計設置条例(昭和三十九年山梨県条例第九号)の一部を次のように改正

する。

本則の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正前の山梨県特別会計設置条例本則の規定により設置された商業振興資金特別会計の令和元年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表十六の項口中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を、「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十七号

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例(平成二十六年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「五年間」を「十年間」に改める。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第十八号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の次に次の一条を加える。

第七条の三 携帯電話インターネット接続役務提供者等（青少年が安全に安心して

インターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この条において「青少年インターネット環境整備法」という。）第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等（以下この条において同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第十四条の規定により青少年又はその保護者に対して同条各号に掲げる事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面又は記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下この項、次項及び第七項において同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、当該申出に係る青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面（当該理由及び事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。）を携帯電話インターネット接続役務提供者事業者（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者事業者をいう。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定により書面の提出を受け、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としないで役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第十三条第一項に規定する役務提供契約をいう。

以下この項及び第五項において同じ。）を締結したときは、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、規則で定めるところにより、当該書面又は当該書面に記載された理由及び事項を記載した書面若しくは記録された電磁的記録を保存しなければならない。

4 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。次項及び第七項において同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該申出をすることがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他規則で定める事項を記載した書面（当該理由及び当該事項を記録した電磁的記録を含む。次項において同じ。）を携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等に提出しなければならない。

5 携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等は、前項の規定により書面の提出を受け、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないで特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売したときは、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、規則で定めるところにより、当該書面若しくは電磁的記録又は当該書面に記載され、若しくは電磁的記録に記録された理由及び事項を記載した書類を保存しなければならない。

6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等が第一項又は前項の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供者事業者が第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供者事業者等又は携帯電話インターネット接続役務提供者事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

7 知事は、前項の規定による勧告をするために必要な限度において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務の提供を受け、又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置が講じられていない特定携帯電話端末等を使用していると認められる青少年の保護者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

8 知事は、第六項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等又は携帯電話インターネット接続役務提供者事業者がその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

9 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る携帯電話インターネット接続業務提供者事業者等又は携帯電話インターネット接続業務提供者事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第十二条の二の次に次の一条を加える。
(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第十二条の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第十六条第五項第十二号において同じ。）の提供を求めてはならない。

第十六条第五項に次の一号を加える。

十二 次に掲げる行為により、第十二条の三の規定に違反した者

イ 青少年に当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求める行為

ロ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

第十六条の二中「第十二条の二」の下に、「第十二条の三」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十九号

山梨県がん対策推進条例の一部を改正する条例

山梨県がん対策推進条例（平成二十四年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「における」の下に「望まない」を加え、「第二十五条の」を「第二十八条第三号に規定する」に改める。

附則
この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十号

山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

山梨県食品衛生法施行条例（平成十二年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「別表第三」を「別表第一」に改め、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

第九条第一項中「別表第四」を「別表第二」に改め、同条を第七条とする。

第十条を第八条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

別表第三中「（第四条関係）」を「（第三条関係）」に改め、同表を別表第一とする。

別表第四中「（第九条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同表を別表第二とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の山梨県食品衛生法施行条例（以下この項において「旧条例」という。）第三条、第六条、別表第一及び別表第二の規定は、この条例の施行の日から起算して一年間は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「法第五十条第二項」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第一条の規定による改正前の食品衛生法第五十条第二項」と、同条第一号中「第六条及び別表第一」とあるのは「山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和二年山梨県条例第二十号）による改正前の山梨県食品衛生法施行条例（次号において「旧条例」という。）第六条及び別表第一」と、同条第二号中「別表第二」とあるのは「旧条例別表第二」とする。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月三十日

山梨県条例第二十一号

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県産業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表繊維に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款キセノンフェードメーターの項を削り、同表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款中オートシッパード分光光度計の項を削り、露点センサー型水分活性測定装置の項の次に次のように加える。

赤外線水分計	一時間	四五〇円
酸素・二酸化炭素測定器	一時間	五一〇円

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款密度比重計の項の次に次のように加える。

迅速アルコール測定システム	一時間	一、七二〇円
---------------	-----	--------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款塩分計の項の次に次のように加える。

反射式光度計	一時間	九〇円
--------	-----	-----

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款試験用研削式精米機の項の次に次のように加える。

製麴装置	一時間	四四〇円
日本酒用自動品温制御機能付き密閉型醸造タンクユニット（三〇リットル四連）	一時間	三四〇円

もろみ搾り機

一時間

四五〇円

小型ろ過機

一時間

四六〇円

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款真空ガス充填包装機の項を削り、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款中超高温ホットプレス装置の項及び急冷薄帯製造装置の項を削り、往復運動平面摩擦試験機の項の次に次のように加える。

摩擦摩擦試験機	一時間	二、三九〇円
---------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款薄膜用微小硬度計の項の次に次のように加える。

自動フォークス微小硬さ試験機	一時間	一、四三〇円
----------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部E M C試験機器の款妨害波測定装置の項の次に次のように加える。

高調波・フリッカ測定システム	一時間	一、五四〇円
----------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部E M C試験機器の款E M C測定支援システムの項の次に次のように加える。

空間電磁界可視化システム	一時間	一、五〇〇円
--------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部E M C試験機器の款高周波ノイズシミュレーターの項中「三四〇円」を「八〇〇円」に改め、同款サイクルサグシミュレーターの項を削り、同款ファストランジェントバースト試験器の項中「六七〇円」を「七五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

電源電圧変動イミュニティ試験システム	一時間	一、四〇〇円
--------------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部EMC試験機器の款雷サージ発生器の項を削り、同部化学試験・分析機器の款中蛍光エックス線膜厚計の項を削り、蛍光エックス線分析装置の項の次に次のように加える。

微小部蛍光エックス線分析装置	一時間	三、六七〇円
----------------	-----	--------

別表第二号イの表繊維（ニット製品及びその原材料に限る。）に係る産業技術に関連するものの部染色試験の款染色糸布の染色堅ろう度試験（耐光退色試験）の項中「一、〇六〇円」を「一、三八〇円」に改め、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部強度試験の款疲労試験機による静的試験（恒温環境試験に限る。）の項の次に次のように加える。

摩擦摩耗試験機による測定	一時間	三、八七〇円（一時間を超える場合は、一時間増すごとに二、七七〇円を加算した額）
--------------	-----	---

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部硬度試験の款薄膜用微小硬度試験の項の次に次のように加える。

自動フォーカス微小硬さ試験	一件	一、六七〇円
---------------	----	--------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款中蛍光エックス線によるメッキ膜厚測定を削り、蛍光エックス線分析装置による半定量分析の項の次に次のように加える。

微小部蛍光エックス線分析装置によるめっき膜厚測定	一件	六、七四〇円
微小部蛍光エックス線分析装置による定性分析	一件	四、七五〇円
微小部蛍光エックス線分析装置による半定量分析	一件	六、四〇〇円

微小部蛍光エックス線分析装置によるマッピング測定	一件	八、三二〇円
--------------------------	----	--------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款往復運動平面摩耗試験機による測定を削る。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十二号

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年山梨県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改める。

第五条第一項第七号中「から第三項まで」を「、第二項及び第四項」に改める。

第九条第四項中「前三項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、前項により置くべき浄化槽管理士に浄化槽の保守点検の業務に関する研修であつて規則で定めるものを第二条第二項の有効期間ごとに一回以上受けさせるとともに、自らが浄化槽管理士であるときは、当該研修を同項の有効期間ごとに一回以上受けなければならない。

第十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第九条第四項」を「第九条第五項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第二条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。）を受けている者のうち、当該登録に係る有効期間の満了する（経過措置）

日が令和四年三月三十一日までの者については、この条例の施行の日から当該登録に係る有効期間の満了する日までの間は、この条例による改正後の第九条第三項の規定は、適用しない。

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十三号

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十四年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改める。

第六条第一項中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（動物愛護管理員）

第十一条の二 法第三十七条の三第一項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関する専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命する。

附則

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

山梨県道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十四号

山梨県道の構造基準等を定める条例の一部を改正する条例

山梨県道の構造基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「停車帯」の下に「（自転車通行帯）」を加え、同条第五項中「の車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第六条第二項中「副道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第七条第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中

第十項を第十一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、自転車道及び自転車通行帯のいずれも設けない第三種又は第四種の道路の車道の左側に設ける路肩の幅員は、一メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第七条に次の一項を加える。

13 車道の左側に設ける路肩は、自転車の安全かつ円滑な通行に配慮した構造とするものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

（自転車通行帯）

第八条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第十条第一項中「第三種又は第四種の道路」を「第三種（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級及び第四級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの」に改め、同条第二項中「道路（）」を「道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第十一条第一項中「自転車道」の下に「又は自転車通行帯」を加える。

第十二条第一項中「自転車道」の下に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第三十四条第三号中「車道」の下に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第四十三条中「から第六項まで、第九項及び第十一項」を「第三項、第五項から第七項まで、第十項及び第十二項」に改め、「第八条第一項」の下に「第十条第一項及び第二項」を加える。
第四十四条第一項及び第二項中「第八条」の下に「、第八条の二第三項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の県道については、この条例による改正後の第七条第四項及び第十三項、第八条の二並びに第十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山梨県流域下水道事業の設置等に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十五号

山梨県流域下水道事業の設置等に関する条例

山梨県流域下水道の設置に関する条例（昭和六十一年山梨県条例第四号）の全部を改正する。

(設置)

第一条 公共用水域の水質の保全に資するとともに、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与するため、流域下水道事業を設置する。

(財務規定等の適用)

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二章第三項の規定に基づき、流域下水道事業に同条第二項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第三条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域に存する市町村は、次のとおりとする。

名称	市町村
----	-----

富士北麓流域下水道

富士吉田市 忍野村 山中湖村 富士河口湖町

峡東流域下水道

甲府市 山梨市 笛吹市 甲州市

釜無川流域下水道

韮崎市 南アルプス市 甲斐市 中央市 市川三郷町 富士川町 昭和町

桂川流域下水道

富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 西桂町

(重要な資産の取得及び処分)

第四条

法第三十三条第二項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得て売却以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(業務状況説明書類の作成)

第五条

知事は、流域下水道事業に関し、法第四十条の二第一項の規定により、毎事業年度四月一日から九月三十日までの業務の状況を説明する書類を十一月三十日まで、十月一日から三月三十一日までの業務の状況を説明する書類を五月三十一日まで作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、十一月三十日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、五月三十一日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

一 事業の概況

二 経理の状況

三 前二号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため知事が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第一項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 (山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例の一部改正)
(山梨県特別会計設置条例の一部を改正する条例(令和二年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。
本則の表の改正規定中「第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる」を「第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする」に改める。

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十六号

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「をいう。」の下に「次条において同じ。」を加える。
本則に次の一条を加える。

(教育職員の健康及び福祉を図るための措置)

第七条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県公報号外

第十四号

令和二年三月三十日

山梨県条例第二十七号

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例の一部を改正する条例

山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例(昭和二十六年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「課程」の下に「及び専攻科」を、「「受給権者」という。」の下に「及びこれに準ずるもの」として教育委員会が定めるもの」を、「「認定申請」という。」の下に「又はこれに準ずるもの」として教育委員会が定める申請」を加える。

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十八号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年山梨県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県迷惑行為防止条例

第一条中「公衆」を「人」に、「暴力的不良行為等」を「行為」に改める。

第三条を削り、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(適用上の注意)

第二条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあつてはならない。

第十三条中「前条第二項、第三項第三号若しくは第四号又は同条第四項」を「前条第三項、第四項第三号若しくは第四号又は同条第五項」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項第二号又は第二項から第四項までの規定に違反して撮影した者

二 第十二条の規定に違反した者

第十二条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第十條第四項」を「第十條第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 常習として第一項の違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二条第三項第一号中「第二條」を「第三條」に改め、同項第二号中「第四條から第八條まで」を「第五條から第九條まで」に改め、同項第三号中「第九條第一項」を「第十條第一項」に改め、同項第四号中「第十條第一項から第三項まで」を「第十一條第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「第九條第二項」を「第十條第二項」に改め、同項第二号中「第十條第五項」を「第十一條第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第四條の規定（前項第一号の規定に該当する者を除く。）に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十二條を第十四條とし、第十一條を第十三條とし、第十條を第十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

（嫌がらせ行為の禁止）

第十二條 何人も、正当な理由なく、専ら、特定の者に対する妬み、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行つてはならない。この場合において、第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等（同条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（第一号において「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- 一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 連続して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

第九條を第十條とし、第四條から第八條までを一條ずつ繰り下げ、第三條の次に次の一條を加える。

（卑わいな行為の禁止）

第四條 何人も、正当な理由がないのに、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。

一 公共の場所又は公共の乗物において、直接に又は衣服その他の身に着ける物（次号及び次項において「衣服等」という。）の上から、人の身体に触れること。

二 公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の衣服等で覆われている下着又は身体（次項及び第三項において「下着等」という。）をのぞき見し、若しくは撮影し、又は撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他の撮影する機能を有する機器（第三項及び第四項において「写真機等」という。）を向け、若しくは設置すること。

三 前二号に掲げるもののほか、公共の場所又は公共の乗物において、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、人の衣服等を透かして下着等の映像を表示する機能を有する機器を使用して、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着等の映像を見、又は撮影してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、学校、事務所、タクシーその他の不特定又は多数の者が利用し、又は出入りする場所にいる人又は乗物に乗っている人の下着等をのぞき見し、若しくは撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。

4 何人も、正当な理由がないのに、人の性的羞恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、住居、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいるような場所における当該状態にある人の姿態をのぞき見し、若しくは撮影し、又は撮影する目的で写真機等を向け、若しくは設置してはならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例を廃止する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十九号

山梨県辺地振興条例及び山梨県過疎地域振興条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 山梨県辺地振興条例（昭和四十年山梨県条例第五十七号）

二 山梨県過疎地域振興条例（昭和四十五年山梨県条例第三十号）

附則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十号

山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例

近年、電話その他の通信手段を用い、親族、公共機関の職員等を名乗り被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取るなどの電話詐欺等が多発しており、本県においても、特に高齢者を狙った犯行による被害が後を絶たず、県民生活に極めて深刻な影響を与えている。

もとより、安全で安心して暮らせる社会を実現することは、県民すべての願いであるとともに、県の重要な責務であり、県では、電話詐欺等による被害の防止に向けた様々

な取組を進めてきたところであるが、ますます巧妙化かつ多様化する犯行の手法による被害の防止を図るためには、県による一層の施策の推進が急務となっている。

一方、平穏な県民生活を守るためには、私たち県民一人ひとりが防犯意識の更なる向上を図っていくとともに、高齢者など特に被害を受けやすい者については、身近な家族等がより注意深く見守ることができる環境を整えるなど、電話詐欺等による被害を防止するための県民自らの主体的な取組も不可欠である。

このような認識のもと、私たち県民は一九九九年、電話詐欺等による被害の防止に取り組むことにより、その被害の撲滅を目指すことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、電話詐欺等による被害が多数発生し大きな社会問題となっていること及び電話詐欺等が県民生活に悪影響を及ぼしていることに鑑み、電話詐欺等による被害の撲滅を図るため、電話詐欺等による被害の防止に関し、県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の財産等の保護に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、「電話詐欺等」とは、詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（同法第二百四十六条の二の罪をいう。）に当たる行為のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させるもの又は面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺いた上で、窃盗（刑法第二百三十五条の罪をいう。）、強盗（刑法第二百三十六条の罪をいう。）、又は恐喝（刑法第二百四十九条の罪をいう。）に当たる行為をすることをいう。

(県の責務)

第三条 県は、電話詐欺等の被害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(県民の役割)

第四条 県民は、電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるとともに、電話詐欺等による被害を受けまいよう、新たな手口により電話詐欺等による被害が相次いで発生している状況を十分に認識し、電話詐欺等による被害の防止に必要な注意を払うよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する電話詐欺等による被害の防止に関する施策に協力するとともに、次条第三項の規定により事業者が講ずる電話詐欺等による被害の防止に関する措置に応ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第五条 事業者は、電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるとともに、電話詐欺等による被害の防止に関して、県及び市町村が実施する施策並びに県民、事業者及びこれらの者が組織する団体（第九条及び第十六条において「県民等」という。）が自主的に行う活動に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その供給する商品又は役務が電話詐欺等の手段として利用され、又はそのおそれがあるときは、これらが電話詐欺等の手段に利用されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その営業の用に供する店舗等において、電話詐欺等による被害を受けるおそれがあり、又は受けたと認められる者を発見したときは、当該者の注意を喚起する等電話詐欺等による被害の防止に関する措置を講ずるよう努めるものとする。

(青少年の育成に携わる者の役割)

第六条 青少年の育成に携わる者は、青少年が電話詐欺等による被害から身近な高齢者等を保護する上で重要な役割を果たしていることに鑑み、電話詐欺等による被害の防止に関する青少年の知識及び理解を深めるための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第七条 県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進に当たっては、市町村と連携を図るとともに、市町村が行う電話詐欺等による被害の防止に関する施策の推進について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(普及啓発等)

第八条 県は、電話詐欺等による被害の防止についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、電話詐欺等による被害の防止に関する広報活動、学習の機会の充実等を通じて普及啓発を図るよう努めるものとする。

2 県は、電話詐欺等による被害により財産上の損害を受け、又は精神的苦痛を被った者が当該被害から早期に回復できるようにするため、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の自主的な活動の促進)

第九条 県は、県民等が自主的に行う電話詐欺等による被害の防止に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(地域における被害防止のための取組)

第十条 県民は、近隣住民との間で相互に注意を喚起すること等自己又は近隣住民が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な地域における取組を行うよう努めるものとする。

(家庭における被害防止のための取組)

第十一条 県民は、日常生活において家族相互で緊密に連絡を取り合うこと等その家族が電話詐欺等による被害を受けないようにするために必要な家庭における取組を行うよう努めるものとする。

(情報の提供)

第十二条 県は、第九条の県民等が自主的に行う電話詐欺等による被害の防止に関する活動の促進並びに第十条の県民が行う地域における取組及び前条の県民が行う家庭における取組に資するため、電話詐欺等による被害の防止に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(通報)

第十三条 県民は、次の各号のいずれかに該当するときは、警察官又は事業者への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

一 自己又は家族、近隣住民その他の身近な者が電話詐欺等の疑いがある不審な電話、郵便物等を受けたとき。
二 電話詐欺等による被害を受けるおそれがあり、又は受けたと認められる者を発見したとき。

2 事業者は、前項の通報を受けたとき、又はその営業の用に供する店舗等において、前項第二号の者を発見したときは、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建物の貸付けにおける留意)

第十四条 県民及び事業者は、県内において所有する建物の貸付けを行うに当たっては、当該建物が電話詐欺等に利用されることがないよう、十分に留意するものとする。

(個人情報データベース等の提供における留意)

第十五条 県民及び事業者は、個人情報データベース等（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第四項に規定する個人情報データベース等をいう。）を第三者に提供するに当たっては、当該個人情報データベース等が電話詐欺等に利用されることがないよう、十分に留意するものとする。

(県民運動の推進)

第十六条 県は、電話詐欺等被害撲滅推進月間を設ける等電話詐欺等による被害の防止に対する関心と理解を深めるための取組を推進するものとする。

2 県は、前項の取組を行うに当たっては、県民等、青少年の育成に携わる者及び市町村と一体となった電話詐欺等による被害の防止に関する県民運動として広く展開していくことを旨とするものとする。

(推進体制の整備等)

第十七条 県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 県は、電話詐欺等による被害の防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(適用上の注意)

第十八条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 この条例は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況、電話詐欺等による被害を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第三十一号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(一)中「総合政策部」を「知事政策局」に改め、同号(二)中「オリンピック・パラリンピック推進局」を「スポーツ振興局」に改め、同条第三号中(一)を削り、(二)を(一)とし、同号(三)中「観光部」を「観光文化部」に改め、同号(三)を同号(二)とし、同号中(四)を(三)とし、(五)から(七)までを(四)から(六)までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番